

新旧対照表

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 附 則 1 (略) 2 条例附則第 6 項に規定する規則で定める日は、平成 <u>33</u> 年 3 月 31 日とする。 | 附 則 1 (略) 2 条例附則第 6 項に規定する規則で定める日は、平成 <u>30</u> 年 3 月 31 日とする。 |